

■殺虫剤：農業用

ネライストキシン系

リーフガード® 顆粒水和剤

登録番号：22870

毒性：劇物

消防法：一

有効年限：4年

成分 チオシクラム水和剤……75.0%

物理的・化学的性状 淡黄色水和性細粒

包装：500g×20

◆特長

- たまねぎ、ねぎのネギアザミウマ防除のローテーションの一剤として有効です。
- ハモグリバエ類に安定した効果があります。
- コナガの成虫にも効果があります。
- 莖葉散布でナメクジ類を同時防除できます。
- 顆粒状で水に溶けやすく粉立ちも少ない製剤です。

◆適用と使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	チオシクラムを含む 農薬の総使用回数	
キャベツ	アザミウマ類 アオムシ コナガ ハイマダラノメイガ アブラムシ類 ナメクジ類	1,500倍	100~300ℓ/10a	収穫7日前 まで	3回以内	散布	3回以内	
	アオムシ コナガ ハイマダラノメイガ アブラムシ類 ナメクジ類							
	コナガ アブラムシ類							
レタス	ナモグリバエ アザミウマ類 アブラムシ類 ナメクジ類			収穫14日前 まで	2回以内			2回以内
非結球レタス	アオムシ コナガ ハイマダラノメイガ キスジノミハムシ アブラムシ類 カブラハバチ							

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	チオシクロムを含む 農薬の総使用回数
たまねぎ	ネギハモグリバエ ネギアザミウマ	1.500倍	100~300ℓ / 10 a	収穫3日前 まで	3回以内	散布	3回以内
ねぎ あさつき わけぎ				収穫7日前 まで			
にら	ネギアザミウマ			2回以内	2回以内		
アスパラガス	アザミウマ類						
ほうれんそう	アシグロハモグリバエ アブラムシ類						

ラベルをよく読み、ラベルの記載以外には使用しないで下さい。

◆注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 散布液量は対象作物の生育段階、栽培形態および散布方法にあわせて調節すること。
- (3) 蚕には強い毒性があるので、近くに桑園がある場合には風向きなどに十分注意し、絶対に桑葉にかからないようにすること。
- (4) 汚染した桑葉は絶対に給桑しないこと。
- (5) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - ① ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。
 - ② 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
 - ③ 関係機関（都道府県の農業指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- (6) 散布液調製後はそのまま放置せず、できるだけすみやかに散布すること。
- (7) 石灰硫黄合剤、ボルドー液との混用はさけること。
- (8) たばこ、なすには薬害を生じるので、かからないように注意して散布すること。
- (9) はくさいの幼苗期には薬害を生じるおそれがあるので散布しないこと。
- (10) 本剤を使用した場合には、カルタップ又はベンスルタップを含む農薬は使用しないこと。
- (11) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (12) 取扱及び保管上の注意、漏出時の措置、廃棄上の注意、輸送上の注意、火災時の措置については、10ページ、11ページを参照すること。

◆安全使用上の注意

- (1) 医薬用外劇物。取扱いには十分注意すること。誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の手当を受けさせること。本剤使用中に身体に異常を感じた場合には直ちに医師の手当を受けること。
- (2) 本剤は眼に対して強い刺激性があるので、散布液調製時には保護眼鏡を着用して薬剤が眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに十分に水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (3) 本剤は皮膚に対して刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。

(4) 散布の際は防護マスク、手袋、不浸透性防除衣などを着用すること。作業後は手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをすること。

◆魚毒性

- (1) 水産動植物（ドジョウ）に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養魚池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。